

学習例6 みんなにやさしい日本語を使ってみよう

対 象 小学校高学年から高校生

ねらい

- ・ワークシートのポスターを作成することを通して、日本語を母語としない人の困り感に触れるとともに、外国につながる人にも分かる「やさしい日本語」を使おうとする意識を高める。

留意点

- ・学習者の実態を把握し、グループ作りなどに配慮する。
- ・地域の実情に応じて、他の国の言葉の子どもの権利条約を活用する。(資料：児童の権利条約のチラシ 令和元年5月 静岡県健康福祉部こども未来局こども未来課)

進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・「やさしい日本語」について考えましょう。 <p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】子どもの権利条約の第2条（ポルトガル語）の中にある crianças（=子ども）という単語を探して○で囲みましょう。 ・日本語を日常的に使用しない人が、日本語の文章を見たとき、どのような気持ちになるのか想像しましょう。 <p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料2】は、「やさしい日本語」で「携帯電話の充電ができること」を伝えるポスターです。参考にして、「ごみの分別をしましょう」という内容のポスターを作りましょう。 ・どのようなところを工夫したのか紹介し合いましょう。
まとめ	<p>【ワーク3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんなことに気づき、どう考えましたか。 ・グループまたは全体で共有しましょう。 ・これからの生活にどんなことが活かそうですか。

ワークシート「みんなにやさしい日本語を使ってみよう」

【資料1】「子どもの権利条約 第2条 差別の禁止」

Artigo 2 Não discriminação:

ポルトガル語

Todos os direitos se aplicam a todas as crianças, sem exceção. As crianças devem ser tratadas igualmente, independentemente do país de origem, sexo, língua, religião, opinião política, existência ou não de deficiência, situação econômica, pais ou responsáveis e outros fatores.

第2条 差別の禁止 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

- 【資料1】ポルトガル語で書かれた文章から、**crianças**(=子ども)という単語を探して、○で囲みましょう。日本語を日常的に使用しない人が、日本語の文章を見たとき、どのような気持ちになるのか想像しましょう。
- 【資料2】は、「やさしい日本語」で「携帯電話の充電ができること」を伝えるポスターです。参考にして、「ごみの分別をしましょう」という内容のポスターを作りましょう。

【資料2】

携帯電話の充電ができることを伝えるポスター



(出典：弘前大学人文社会科学部 HP)

注意 Attention 주의 Atencão

- 3 どんなことに気づき、どう考えましたか。

学習例7 インターネットのルールを考える

対 象 小学校高学年から高校生

ねらい

- ・インターネットを自分も周りの人も安全に使うためのルールで特に大事だと思うものを選び、その根拠を話し合うことを通して、多様な考え方があることに気付くとともに、ルールの重要性を理解する。

留意点

- ・特に大事だと思うルールを出し合う活動では、グループで意見をまとめるのではなく、人によって考え方が違うこと、多様なものの見方があることに気付かせる。
- ・ネットの利用状況やスマホの所持状況、学級内の人間関係、実際に大きな被害を受けたことのある生徒の有無等の実態を把握し、グループ作りなどに配慮する。
- ・どのルールも必ず守るべきルールであることを確認する。

進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを安全に使うためのルールについて考えましょう。 <p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルールの中から、特に大事だと思うものを3個選びましょう。(個→グループ) ・選んだものと選んだ理由(想定されるトラブル等)を発表し、意見交換をしましょう。 <p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他に、大切だと思うルールを考えましょう。(個 or グループ)
まとめ	<p>【ワーク3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんなことに気付き、どう考えましたか。グループ又は全体で共有しましょう。また、これからの生活にどう活かせそうですか。

参考資料

あなたは**大丈夫?**
考えよう! インターネットと人権
(三訂版)

ネット被害から
自分を守るために

「あなたは大丈夫? 考えよう! インターネットと人権」
(公益財団法人人権教育啓発推進センター)

ワークシート「インターネットのルールを考える」

- 1 下のルールの中から、特に大事だと思うものを3個選びましょう。グループで、選んだものと選んだ理由を発表し、意見交換をしましょう。

ル ー ル	自分	グループの人が選んだもの			
		さん	さん	さん	さん
知らない相手からのメールは開かない。					
心当たりのないメッセージへの返信はしない。					
フィルタリングサービスを必ず利用する。					
自分の写真や個人情報を安易に載せない。					
ネットで知り合った人には安易に会わない。					
悪口や差別的な内容は書き込まない。					
根拠のないうわさ話は載せない。					
出どころのわからない情報を拡散しない。					
人が写っている写真は無断で載せない。					
本に載っている写真や漫画を無断で載せない。					

- 2 上にあるもの以外に、大切だと思うルールを考えましょう。

- 3 どんなことに気づき、どう考えましたか。また、これからの生活にどう活かそうですか。

学習例8 からだの性とこころの性

対 象 教職員・保護者

ねらい

- ・性の多様性を知り、差別や偏見をなくす。

留意点

- ・静岡県人権啓発センターを活用する。(資料：人権リーフレット VOL.5「性の多様性について考えてみませんか」)

参考文献

- ・合同出版「LGBTってなんだろう?からだの性・こころの性・好きになる性」 薬師美芳、笹原千奈未、古堂達也、小川奈津己(著)
- ・学研プラス『『ふつう』ってなんだ?LGBTについて知る本』 特定非営利活動法人ReBit(監修)
- ・PHP「楽しい調べ学習シリーズ よくわかるLGBT 多様な『性』を理解しよう」 藤井ひろみ(監修)



進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<p>(人権リーフレット「性的多様性について考えてみませんか」静岡県人権啓発センター参照)</p> <p>私たちは、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、だれもが皆、人間らしく生き、幸せに暮らす権利、すなわち「人権」を持っています。そして、「人権」は、お互いに相手の立場を認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。</p> <p>しかしながら、私たちの身の回りには、多くの人権問題が発生しています。性への無理解から起こる、性的少数者に対する偏見や差別も大きな課題です。性のあり方は、一人ひとり違うことを理解し、だれもが自分の性が尊重され、「自分らしく」生きることができるようにはどうしたらよいか考えましょう。</p> <p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】を見て、分かったことや気付いたことを書きましょう。 <p>日本人のおよそ5～8% (13人に1人くらい) が性的少数者であるといわれています。人権リーフレットVOL.5「性的多様性について考えてみませんか」静岡県人権啓発センターより) 学校であれば40人クラスに3人は存在することになります。</p> <p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料2・3】を見て、どんなことができるか考えましょう。 <p>誰でも相談を受ける可能性があることを自覚しましょう。そのうえで最後まで相手の話を聞く、「話してくれてありがとう」と伝える、相手の話や状況をむやみに決めつけない、これまで通りの関係性を続ける、勝手に他の人に広めない、困ったり悩んだりしたら相談できる窓口へいく、などありのままを受け止めることが大切です。</p>
まとめ	<p>【ワーク3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どんなことに気づき、どう考えましたか。 ・グループ又は全体で共有しましょう。 ・これからの生活にどんなことが活かせそうですか。

ワークシート「からだの性とこころの性」

【資料1】性（セクシュアリティ）はどのように決まってくるのでしょうか？

日本語では、セクシュアリティのことを「性」と一言で言い表しますが、性にはさまざまな要素があります。性を要素に分けて考え、人それぞれに性のあり方は多様であることを知りましょう。

性の構成要素		
からだの性	生物学的性 (Sex)	生まれた時の体内外性器の状態等から見た生物学的な特徴から決定される性
こころの性	性自認 (Gender Identity)	「男性」「女性」「どちらでもある」「どちらでもない」などといった自分の性別をどう認識しているかを表す性
好きになる性	性的指向 (Sexual Orientation)	どの性別を恋愛の対象とするかを表す性

これ以外にも、「表現の性」や「社会的役割からくる性」など多様な捉え方ができます。「こころの性」と「好きになる性」は、医学的治療や自分の意思で変えられないと考えられています。また、揺れ動いたり迷ったりすることもあるといわれています。

日本人のおよそ5～8%（13人に1人くらい）が性的少数者であるといわれています。

（人権リーフレットVOL.5「性の多様性について考えてみませんか」静岡県人権啓発センターより）

【資料2】どんな問題を抱えているのですか？

差別的な意味合いを含む言葉が使われているなど、打ち明けたくてもできない雰囲気や、学校や職場などにあるかもしれません。嘲笑されたり、嫌悪感をあらわにされたりすることを恐れているかもしれません。周囲からいじめられたり、からかわれたりすることで自傷行為をしたり、うつ症状から自殺念慮（願望）を抱き、自殺につながることもあります。また、性的少数者に対する理解が進んでいないため、当事者が学校や職場でセクハラを受けたり、進学や就職活動の中で困難を感じているなど、不利益な扱いを受けたりすることも少なくありません。

（人権リーフレットVOL.5「性の多様性について考えてみませんか」静岡県人権啓発センターより）

【資料3】私たちが今日からできることはなんですか？

- ・それぞれの在り方を尊重する。
- ・カミングアウト（自身のセクシュアリティを他者に伝えること）を受けたら、真摯にその人の話に耳を傾けて、「話してくれてありがとう」「何かできることはない？」「一緒に考えよう」などと支える姿勢を伝えてください。また、これまでに打ち明けた範囲と誰に伝えていいのか悪いのかを確認してください。アウティング（本人の同意なく他者にセクシュアリティを伝えること）は重大な人権侵害です。

（人権リーフレットVOL.5「性の多様性について考えてみませんか」静岡県人権啓発センターより）

1 【資料1】を見て、分かったことや気付いたことを書きましょう。

2 【資料2・3】を見て、どんなことができるか考えましょう。

3 どんなことに気づき、どう考えましたか。

学習例9 ハンセン病問題を正しく伝えるために

対 象 教職員

ねらい

- ・ハンセン病に関わる人たちが置かれている現状を考える活動を通して、教職員がハンセン病問題の本質を知り、生徒たちと共に考え、行動するきっかけをつくる。

留意点

- 指導用「ハンセン病問題を正しく伝えるために」（令和2年2月 厚生労働省）を活用する。<http://www.mhlw.go/houdou/2003/01/h0131-5.html>



進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・指導用「ハンセン病問題を正しく伝えるために」（厚生労働省）を配布する。 【ワーク1】 ・「P.3～4の1. ハンセン病の基本情報」を読み、なぜ、ハンセン病患者やその家族が偏見・差別を受けてきたかを考えましょう。 【ワーク2】 ・「P.5～6の2. ハンセン病と人権について」を読み、ハンセン病問題が根強く残っている理由を考え、意見交換しましょう。
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 【ワーク3】 ・「P.7～8の3. この授業で教えるべきことは何か」を読み、どのようにしたら、『中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」』を用い、生徒と共に考えることができるでしょうか。 ・グループ又は全体で共有しましょう。 ・これからの生活にどんなことが活かせそうですか。

ワークシート「ハンセン病問題を正しく伝えるために」

指導用「ハンセン病問題を正しく伝えるために」

第1部 テキスト解説編

1. ハンセン病の基本情報
2. ハンセン病と人権について
3. この授業で教えるべきことは何か

第2部 資料編

1. 歴史からみたハンセン病
2. 医学からみたハンセン病
3. ハンセン病問題のポイント
4. ハンセン病問題を全面解決するために
5. ハンセン病に対する理解を深めるために
6. ハンセン病データ源



中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」 指導用「ハンセン病問題を正しく伝えるために」

1. なぜ、ハンセン病患者やその家族が偏見・差別を受けてきたのでしょうか。

ハンセン病の基本情報 (P.3~4)

2. ハンセン病問題が根強く残っている理由は何でしょうか。

ハンセン病と人権について (P.5~6)

3. どのようにしたら、生徒と共に考えることができるでしょうか。

この授業で教えるべきことは何か (P.7~8)

4. これからの生活で、この活動はどのように活かせそうですか。

学習例 10 セクシュアルハラスメントとは

対 象 教職員

ねらい

- ・教職員一人一人がセクシュアルハラスメントについて理解し、日頃の言動を振り返ることで、互いを尊重することや、風通しの良い職場環境づくりの大切さについての意識を高める。

留意点

- ・業務上の指導を行う場合には、相手の気持ちに立って考え、状況に応じた適正な指導を行う。

進め方

流れ	展開と内容
導入	アイスブレイク
展開	<p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】を読み、教諭A、支援員Bの視点に立って考えられる問題点を書きましょう。 <p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料2】を読み、教諭Aの行動や考え方の問題点をグループで共有しましょう。
まとめ	<p>【ワーク3】</p> <p>【資料3】を確認し、セクシュアルハラスメントの定義を知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのようなことに気付き、どのように考えましたか。また、今後の生活にどのように活かしますか。 ・グループまたは全体で「振り返り」を共有しましょう。

－ セクシュアルハラスメントの種類 － ※進行者が知っておきたいこと

○対価型セクシュアルハラスメント

労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応（拒否や抵抗）により、その労働者が不利益（解雇、配置転換、降格等）を受けること

○環境型セクシュアルハラスメント

労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものになったため能力発揮に悪影響が生じる等、労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じること

参考：職場におけるハラスメント対策マニュアル（厚生労働省：平成29年9月発行 P10より）

ワークシート「セクシュアルハラスメントとは」

【資料 1】

参考：信頼にこたえる（静岡県教育委員会：平成 24 年発行 追加事例集より）

教職 25 年目のベテラン教諭 A は、教科指導、部活動指導等に熱心であり、学校内においても中核的な存在である。日頃から、教諭 A は 20 代の支援員 B（女性）に親切に接し、仕事上のアドバイスなどを丁寧に行っていた。支援員 B も教諭 A のそうした関わりを好ましく捉えており、とても頼りにしていた。

学期末の学校の懇親会で、教諭 A は、隣に座った支援員 B のひざの上に時々手をおくなどし、支援員 B は嫌だなと思ったが、翌日から冷たくされるのが怖くて拒否することができなかった。

さらに、2 次会の店に行く途中、教諭 A は支援員 B の肩や腰に腕を回すなどしてきたため、支援員 B は強く拒否し、そのまま帰宅した。翌日、支援員 B は管理職に、前日の出来事について相談した。教諭 A は「支援員 B からは日頃からいろいろ相談を持ちかけられており、私との間に信頼関係ができていた。酒の席でのあれくらいの行為は許してくれると思っていた。」と話しているが、支援員 B は精神的なストレスから頭痛などを訴え、カウンセリングを受けている。

1 【資料 1】を読んで、考えられる問題点を書きましよう。

2 【資料 2】を読んで、教諭 A の行動や考え方の問題点を共有しましよう。

【資料 2】セクシュアルハラスメントになり得る言動の例

性的な 発言	・身体的な特徴を話題にする。卑猥な冗談を交わす。 ・体調が悪そうな女性に対して生理や更年期を理由に冷やかす。 ・性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象としたりする。	
性的な 行動	(主に職場で) ・雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。 ・食事やデートにしつこく誘う。 ・性的な内容の電話をかけたり電子メールを送ったりする。 ・身体に不必要に接触する。	(主に職場外で) ・職場関係を利用して、性的な関係を強要する。 ・緊急用務以外で、執拗に自宅や携帯電話に連絡する。 ・通勤時など同行を強要する。
性差別	(主に職場で) ・「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと発言する。 ・「男の子、女の子」「坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。 ・女性であるというだけでお茶くみや私用等を強要する。	(主に職場外で) ・カラオケでのデュエットを強要する。 ・酒席で、上司の側に座席を指定したり、お酌を強要したりする。

参考：ハラスメントを「しない」「されない」「させない」ために（静岡県教育委員会：平成 27 年 4 月発行 より）

3 【振り返り】あなたはどんなことに気づき、どう考えましたか。また、今後の生活にどう活かしますか。

【資料 3】セクシュアルハラスメントの定義／男女雇用機会均等法（第 11 条）

職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること。